

Title	上田貞次郎著 戦時経済講話
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.2 (1916. 2) ,p.271(157)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160201-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

で餘りある場合に於て始めて借手は其の餘りの中から使用料を出し得るのであつて地代が支拂はれる。尤も或る土地が費用を償うて餘りある程の生産物を舉げ得るといふが爲めには土地が相當に肥沃なること、便宜な位置にあること並に代價の相當に高いことを必要とするからして地味の肥沃と代價の高いといふことが地代の原因の如くに思はれないでもないが、而も土地は瘠せて居り不便な位置にあるとしても生産物の代價が高ければ土地には價值が生じ、代價低くとも土地肥沃なれば是れ亦價值を生ずることになつて是等の三者は結局價值の有無大小と云ふことに綜合されることになるからして、土地を借用することによつて得べき利益の有無を以て地代支拂の一條件となして差支ない。

故に吾人は地代發生の條件として(一)土地が所有せられ而して(二)その貸借關係の起るに當つて(三)その土地の借用が収益上價值あ

るものと認めらるゝといふことの三者を挙げた。是等の三條件さへ具はれば、其の他の事情の如何に論なく、即ち地味の相違の有ると無きとを問はず、位置に便否の相違あると否とに拘はらず、又生産力を獨占的に利用すると否とを論せず、常に地代は發生する。而して是等の條件具はらずんば如何なる原因あるとも地代は支拂はれないのである。

批評と紹介

上田良次郎著 『戦時經濟講話』

大正四年十一月 富山房發行
四六版二百二十三頁定價金八十五錢

本書は著者が昨年八月中文部省の囑託に依り實業教育講習會に於て戦時經濟に關して試みられし講義の稿本を訂正して出版せられたるものにして、主として英獨兩交戰國に於ける開戰當時並に開戰後一ケ年間の經濟財政の實狀及び政府の應急施設を叙述し且つ之に對する著者の論評を挿みたり。記述は全篇を通じて簡明にして頗る要を得たるのみならず、文體は至極平易流

暢なる口語體を用ゐたるを以て、本書は論題の性質に比して稀に見る讀易きものなり。殊に「モラトリアム」戦時保險等の説明並に獨逸の不換紙幣制度に對する論評等は輕妙を極めたりと謂つ可し。